

「幼児教育・保育の無償化」の認定手続き

1 「幼児教育・保育の無償化」の対象

保護者のいずれもが保育の必要性の事由に該当する場合は、預かり保育料や認可保育園等を利用していないお子さんの保育施設の利用料等についても上限額の範囲内で無償となります。

幼稚園に在籍しているお子さんの認定手続きは、学校運営課幼稚園係[TEL:03-5273-3103(直通)]にお問い合わせください。

	無 償 化 の 対 象 施 設 ・ 保 育 サ ー ビ ス			
	認可保育園、認定こども園 地域型保育事業 ※1 幼稚園（新制度移行園）	認定こども園〔幼稚園機能〕、 幼稚園の預かり保育 ※2	認証保育所 認可外保育施設 ベビーシッター、ベビーホテル	一時保育 病児保育 ファミリーサポートセンター事業
対 象 クラス	3～5歳児クラス	3～5歳児クラス	① 3～5歳児クラス ② 0～2歳児クラス（住民税非課税世帯に限る）	
無償化 の範囲	基本保育料の全額 （延長保育料・実費徴収分を除く）	預かり保育料のうち、 月額11,300円まで ※3	利用料のうち、 ① 月額37,000円まで ② 月額42,000円まで	
対 象	「教育・保育給付認定」 を受けていること	「施設等利用給付認定」を受けていること 『保育の必要性』が確認できる場合は無償化の対象となります。 事前に『認定申請手続き』が必要です		

※1 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業の0～2歳児クラスのお子さんの基本保育料は「東京都保育所等利用世帯負担軽減事業」の対象のため、無償です。

※2 預かり保育を実施していない、又は預かり保育が十分な水準ではない場合（平日の教育時間を含む提供時間が8時間未満、又は年間開所日数200日未満）は、認可外保育施設等の利用料についても無償化の対象となる場合があります。（上限額は月額11,300円）

※3 預かり保育の利用日数に応じて月額上限額が異なります。[月額上限額＝日額上限(450円)×利用日数]

2 認定申請の手続き

施設等利用給付認定 [2号認定]	保育の必要性の事由に該当する 3～5歳児クラスのお子さん
施設等利用給付認定 [3号認定]	保育の必要性の事由に該当する 0～2歳児クラスのお子さん [住民税非課税世帯に限る]

必要書類

- ・ 施設等利用給付認定申請書（2号・3号認定用）
- ・ 保育の必要性が確認できる書類(父母分) 等 ……裏面参照

提出先

保育課 入園・認定係 [〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1]

『郵送』または『電子申請』での申込みにご協力ください。窓口で提出する場合は、事前に日時を予約してください。区立子ども園に在籍している方は園への提出も可能です。

- 認定日は、認定申請日より前に遡ることはできません。
- 『保育の必要性が確認できる書類』等は、裏面を参考にご用意ください。各様式は新宿区ホームページからダウンロードできます。
- 認可保育園等の入園申込みにより、既に教育・保育給付認定を受けている方で、就労証明書等により『保育の必要性』が継続していることが確認できる場合は、施設等利用給付認定を受けているとみなし、申請が不要となることがあります。
- 認定した場合は、「施設等利用給付認定通知書」を送付します。申請時期によっては、通知が遅れる場合があります。

保育を必要とする事由（保育の必要性）及び認定期間

就労（月48時間以上の就労が常態）		最長でお子さんの就学始期まで
妊娠・出産		出産月を中心に前後 2 か月
疾病・心身障害		療養を必要としなくなるまで
同居親族の常時介護・看護		介護・看護を必要としなくなるまで
災害復旧活動		必要な期間
継続的な求職活動、起業準備		3 か月以内
就学または職業訓練 （学校教育法、職業能力開発促進法に規定する学校等）		就学期間中
特 例	日本語学校への通学等[外国籍の方のみ]	6 カ月以内
	区が特別に認める場合	必要な期間

※保護者全員の就労証明書や診断書（区様式）等により保育を必要とする事由を確認し、認定します。

※認定後は、年1回、現況確認として『保育の必要性を確認できる書類』等の提出が必要です。

保育の必要性を確認できる書類

※ 父・母分それぞれを提出（ひとり親世帯の場合は1人分）

① 就労している場合 （雇用されている場合） ※ 自営業専従者、家族従業者は②	・「就労証明書」（区様式） ◇ 勤務先に記載を依頼してください。 ◇ 就労内定の場合は、就労開始後に、1か月分以上の実績がわかる書類（給与明細書の写し等）の提出が必要です。 ※育児休業から復職する方は「復職に関する申告書」（区様式）もご提出ください。
② 就労している場合 （役員、自営業主（フリーランス含む）、 自営業専従者、家族従業者（親族経営 の会社等で勤務）、業務委託の場合）	・「就労証明書」（区様式） ・資格を示す書類（開業届、履歴事項全部証明書、営業許可書の写し等） ・仕事の内容、仕事量がわかる書類（パンフレット、会社のホームページ、受注票、契約書、請求書の写し等） ・仕事の実績がわかる書類（源泉徴収票、就労者の確定申告書（控）の写し等（起業直後でいずれも提出ができない場合は、直近2か月分の売上げがわかる書類、給与明細書等））
③ 求職活動をしている場合 （起業準備を含む）	・「求職活動に関する申告書」（区様式） ・求職活動の状況がわかる書類（ハローワークカード、派遣登録証、求人サイトの会員情報のページの写し等）
④ 出産前後である場合	・「母子健康手帳」の写し（表紙と出産予定日のページ）
⑤ 疾病・負傷の場合	・「診断書（保護者用）」（区様式）
⑥ 心身の障害がある場合	・「身体障害者手帳」、「療育手帳（愛の手帳）」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し
⑦ 同居親族の介護・看護をしている場合	・「介護・看護に関する申告書」（区様式） ・「診断書（介護・看護要件用）」（区様式） ・介護・看護が必要な状況がわかる書類 ◇ 手帳（身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの場合は、手帳の写しをご提出ください。 ◇ 介護認定を受けている場合は、「介護保険被保険者証」の写し、「ケアプラン（介護サービス計画書）」の写しをご提出ください。
⑧ 就学している場合	・在学証明書 ・時間割表（カリキュラム表） ・学校のパンフレット 等

状況により必要となる書類

① 育児休業取得中の場合 （下のお子さんの育児休業取得中に 引き続き保育施設を利用する場合）	※ 育児休業取得前から保育施設を利用していることが要件です。 ・「就労証明書」（区様式）（育児休業期間の記載が必要です。） ・「保育受託証明書」（区様式）（保育施設に記載を依頼してください。）
② 外国籍の方である場合	在留資格を証明する書類（在留カード（表裏）の写し等） ◇ 就労を許可されていない在留資格（家族滞在や就学等）の方が就労を事由として申し込む場合は、「資格外活動許可」を確認します。
③ ひとり親世帯である場合	「ひとり親世帯の状況申告書」（区様式） ◇ 離婚を前提に別居している方もご提出ください。
④ 認可保育園等への入園申込みを行っていない場合	「保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書」（区様式）

【問合せ先・提出先】 新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
電話：03-5273-4527（直通） FAX：03-3209-2795

令和7年11月